

相続税の生前対策のポイント ～相続時精算課税贈与選択の留意点～ その2

シリーズで、相続税の生前対策のポイントについて解説しています。今回は、相続時精算課税贈与の選択の留意点について、解説します。

相続人ではない孫へ相続時精算課税贈与をした場合、遺贈によって取得したものとみなされ、被相続人から相続開始前7年（令和5年12月31日以前の場合は3年）以内の暦年贈与があった場合、贈与を受けた財産については生前贈与加算の対象となるため、相続時精算課税贈与を選択しても有利になるとは限らないことに留意しておかなければなりません。

孫に対して相続時精算課税贈与があった場合の相続税の課税関係を設例で検証します。

【設例】

1. 被相続人 父（令和8年3月死亡）
2. 父の相続人 長男
3. 相続財産 現預金 1億円（孫へ相続時精算課税贈与後の金額）
4. 父からの生前贈与の受贈者 孫（30歳）
5. 父から孫への贈与

贈与年月	贈与の内容	贈与の選択
令和5年5月	現金 310万円	暦年贈与（贈与税20万円納付）
令和6年1月	現金 310万円	暦年贈与（贈与税20万円納付）
令和7年1月	現金 2,500万円	相続時精算課税贈与

なお、孫は父（祖父）から遺贈によって財産を取得しなかった。

この設例の場合、孫は相続時精算課税適用者であることから、祖父（父）から加算対象期間内に生前贈与を受けていた場合には、生前贈与加算の対象とされます。

そのため、設例の場合には、令和5年以後の暦年贈与については生前贈与加算の対象となります。

また、令和7年1月の相続時精算課税贈与については相続時精算課税基礎控除110万円を控除した残額2,390万円が相続財産に加算されます。

さらに、孫は一親等の血族に該当しないことから、相続税額の2割加算の対象となり、暦年贈与の財産が相続財産に加算されることによって長男の相続税も増加します。

一方、孫へ相続時精算課税贈与がなかった場合、孫は、祖父（父）から遺贈によって財産を取得しなかったことから、祖父（父）から相続開始前3年以内の贈与については相続財産に加算されず、相続税の申告も不要です。

以上のように、孫が相続時精算課税贈与を受けていた場合には、相続税の計算において不利な結果となることもありますので、相続時精算課税贈与の選択に当たっては慎重に判断しなければなりません。

6. 相続税の計算

（単位：万円）

	孫へ相続時精算課税贈与があった場合		【参考】孫へ相続時精算課税贈与がなかった場合
	長男	孫	長男
現預金	10,000	—	12,500
相続時精算課税適用財産の価額	—	2,390	—
生前贈与加算	—	620	—
課税価格	10,000	3,010	12,500
相続税の総額	2,123		1,970
各人の算出税額	1,632	491	1,970
相続税額の2割加算	—	98	—
贈与税額控除額	—	40	—
納付税額	1,632	549	1,970
孫への暦年贈与の贈与税	—	—	40
合計税額	2,181		2,010

（文責：山本和義）